

西新宿先端サービス実装・産官学コンソーシアム 規約

(目的)

第1条 「西新宿先端サービス実装・産官学コンソーシアム」(以下「本会」という。)は、西新宿において5G等先端技術を活用し、都内各所において共通する西新宿エリアの課題解決に資するサービスの実装に向けた取組を、企業及び大学等が連携して円滑に進めることで、5Gを含む先端技術を活用したスマートシティサービス(以下「5G等先端技術サービス」という。)の都市実装を加速することを目的とする。

(活動内容)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1)5G等先端技術サービスの実装
- (2)5G等先端技術サービスの将来の担い手となるデジタル社会人材(大学生等)の育成に向けた協力
- (3)その他、前条の目的のために必要な活動

(事業年度)

第3条 本会の活動の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度は、本会の設立の日を起点とする。

(事務局)

第4条 本会における下記の事務を処理するための事務局を、東京都デジタルサービス局及び一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会に置く。

- (1)第2条に定める活動の支援
- (2)会員の入会・退会に関する承認
- (3)その他本会の運営に必要な事項

(会員)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、本会の目的及び活動に賛同して入会し、本規約を遵守する以下の会員をもって組織する。

- (1) サービス・技術提供会員： 次のいずれかに該当し、本会の主要な活動に関わる企業、大学等
 - ・ 5G等先端技術サービスの開発と提供を担う団体 (他の団体と協働で5G等先端技術サービスの開発と提供を担う企業等の団体を含む。)
 - ・ 先端的な技術を有し、その技術の実装のための活動を行う団体
 - ・ 5G等先端技術サービスの都市実装の加速に資するような先端的な知見を提供する団体
- (2) 地域会員： サービス・技術提供会員と連携し、フィールドの積極的な活用等を通じて、サービス・技術の実装に取り組む、企業、自治体、大学等
- (3) 賛助会員： 本会の目的及び事業に賛同して入会し、本コンソーシアムの取組に協力する企業、自治体、大学等

(入会)

第 6 条 本会への入会を希望する者は、別に定める申込書類を事務局に提出する。

- 2 会員は入会にあたり事務局の承認を受けなければならない。
- 3 事務局は、第 10 条及び第 11 条に照らして、入会申込者が本会の会員としての適格性を有しているか否かを総合的に判断し、入会の承認又は否認を決定するものとする。

(退会)

第 7 条 会員等は、書面により事務局に届け出て退会することができる。

(除名)

第 8 条 会員等が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、事務局はその会員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき。
- (2) 会員等が解散又は営業を停止したとき。
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
- (4) その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき。

(分科会)

第 9 条 本会の会員は、分科会の設置を提案することができる。

- 2 分科会は、共通のテーマで活動する会員によって構成され、互助によりテーマ固有のサービスの都市実装に向けた課題を共同で解決するための活動を行う。
- 3 事務局は、第 1 項の会員の提案を踏まえ、分科会を設置する。
- 4 分科会の設置について事務局は助言を行うことができる。
- 5 サービス・技術提供会員ならびに地域会員は原則としていずれかの分科会の構成員となるものとする。
- 6 分科会は、必要に応じて、事務局の承認を得て会員以外の者の出席を求めることができる。

(サービス・技術提供会員の役割)

第 10 条 サービス・技術提供会員は、必要に応じて他の会員と協働し、西新宿又はその他のエリアにおいて 5G 等先端技術サービスの開発、提供又はそのための準備を行う。

- 2 サービス・技術提供会員は原則として分科会の構成員となる。
- 3 サービス・技術提供会員は、他のサービス・技術提供会員が行うユーザテストへの参加に努める。
- 4 サービス・技術提供会員は、事務局が行うデジタル社会人材育成事業への協力を努める。
- 5 サービス・技術提供会員は、サービス実装の活動状況報告への協力を努める。
- 6 サービス・技術提供会員は第 1 項及び第 2 項の活動を行うに当たり、事務局から支援を受けることができる。
- 7 サービス・技術提供会員は、本会の事業活動について、事務局に対して要望を提案することができる。

(地域会員の役割)

第 11 条 地域会員は、サービス・技術提供会員と連携し、フィールドの積極的な活用等を通じて、サービス・技術の実装に取り組む。

2 地域会員は原則として分科会の構成員となる。

3 地域会員は、本会の事業活動について、事務局に対して要望を提案することができる。

(賛助会員の役割)

第 12 条 賛助会員は、必要に応じて本コンソーシアムの取組への協力を行う。

2 賛助会員は、サービス・技術提供会員及び事務局との協議の上、分科会の構成員となることができる。

3 賛助会員は、本会の事業活動について、事務局に対して要望を提案することができる。

4 賛助会員は、別に定める申込書類を事務局に提出し事務局の承認を得ることで、サービス・技術提供会員となることができる。

(規約の制定改廃)

第 13 条 本規約の制定改廃は、事務局が協議の上行い、制定又は改廃した場合においては、直ちに会員に通知する。

(解散)

第 14 条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 本会の目的の達成

(2) 事務局の協議

(秘密保持)

第 15 条 会員は、本会の活動を通じて知り得た情報を、本会外の第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。会員でなくなった後も同様とする。

(会費)

第 16 条 本会は会費を徴収しない。

2 今後の本会の活動やその環境の変化を踏まえ、前項の定めを変更する場合は、事務局と会員の協議によりその金額や方法等を決定するものとする。

(雑則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この規約は、本会の設立の日から施行する。